

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌日  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(同和対策課)

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則 (林務課)

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

(課)

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

(課)

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (シ)

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員課)

◇人委規則

公布された規則のあらまし

◇人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

一 民生委員法施行細則外二十五件について、申請書等において記載を義務付けていた「本籍」、「職業」、「家族の状況」等の記載を要しないこととするともに、添付を義務付けていた「戸籍謄(抄)本」、「住民票」、「履歴書」等の添付を要しないこととする等所要の改正をすることとした。

二 県立保育専門学校、県立鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の入学時に必要とされる保証人の県内居住要件を廃止する等手続きの簡素化を図ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日  
この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則

一 趣旨 (第一条関係)

この規則は、鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。こととした。

二 試験の依頼 (第二条関係)

鳥取県林業試験場(以下「試験場」という。)に試験等を依頼しようとする者は、試験依頼書に必要な供試物件を添えて知事に提出し、その承諾を受けなければならぬこととした。

三 供試物件 (第三条関係)

1 供試物件には、依頼者の住所及び氏名を明示しなければならないこととした。

- 2 供試物件は、特別の場合のほかは、これを返還しないこととした。
- 3 知事は、試験上必要があるときは、供試物件の追加提出を求めることができることとした。

四 試験結果（第四条関係）

試験を終ったときは、試験成績書を依頼者に交付することとした。

五 機械器具の使用（第五条関係）

- 1 試験場の機械器具を使用しようとする者は、使用願書を知事に提出し、その許可を受けなければならないこととした。

- 2 使用者は、その機械器具の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならないこととした。

六 試験の承諾等の取消し（第六条関係）

知事は、必要があると認めるときは、試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消すことができることとした。

七 手数料等の減免（第七条関係）

手数料等の減免は、次に掲げる場合に行うこととした。

- (一) 公益上の理由により、試験を依頼し、又は機械器具を使用するとき。
- (二) その他知事が特に必要があると認めるとき。

- 2 1により手数料等の減免を受けようとする者は、減免申請書を試験依頼書又は使用願書に添えて知事に提出しなければならないこととした。

八 手数料等の還付（第八条関係）

手数料等の還付は、次に掲げる場合に行うこととした。

- (一) 手数料等を納付した者が、その責めに帰することができない理由により試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消されたとき。
- (二) その他知事が特に必要があると認めるとき。

- 2 1により手数料等の還付を受けようとする者は、還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

九 施行期日等

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県収入証紙規則について所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 特別医療費助成制度の対象者である精神障害者に係る要件は、前年の所得について、所得税法等の規定により所得税を納める義務がない者とする事とした。（新第一条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 ふぐ処理師及びふぐ調理師の免許の申請書に添付する医師の診断書を、精神病者又は麻薬等の中毒者であるかに関し、現行「精神病又は麻薬等の中毒者でないことを証明するもの」に改めることとした。（第六条関係）

- 二 精神病者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかを決定しようとするときに、あらかじめ知事が意見を聴取する者を、精神保健指定医とすることとした。（第六条の二関係）

- 三 ふぐ処理師試験受験願等において記載を義務付けていた「本籍」を「本籍地 都道府県」に改める等申請書等の記載事項や添付書類を人権に配慮したものとすることとした。

- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 五 1 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

- 一 知事が行う輸入食品等の検査に係る手数料の額は、保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例別表に定める額とする

こととした。(第八条関係)

二 製品検査の申請書の書式の整備を行うこととした。(様式第三号関係)

三 かんすい及びタール色素製剤の検査命令に係る試験品の採取量について定めることとした。(別表第一関係)

四一 この規則は、公布の日から施行することとした。

二 二に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

### 規 則

人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第六号

人権尊重のための事務の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(民生委員法施行細則の一部改正)

第一条 民生委員法施行細則(昭和二十九年八月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

(2) 本 籍	
(3) 現住所	電話(呼出)番

を

(2) 現住所 電話(呼出)番

に「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

(13) 続柄と世帯員の協力期待の可能性

世帯員との続柄

1 強い

2 普通

3 反対

(12) 世帯員の協力期待の可能性

1 強い

2 普通

3 弱い

「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

#### (介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正)

第二条 介護福祉士等修学資金貸与規則(平成五年七月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

様式第五号中

本 籍 地	本籍	戸籍筆頭者	生年月日	職業
	卒 業 後 の 先 達 職 内 定 先 の 通 連 名 称 及 び 所 在 地			

本 人	卒業後の先	「殿」
	連続先の所在地 職内定先及び所在地 名称	

を「様」に改める。

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

# 入 寮 申 請 書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮 長

様

申請者氏名

㊦

鳥取県立岩井長者寮に入寮したいので、下記により申請します。

ふりがな	氏名	性別	男・女	明治・大正・昭和	年 月 日	日生( 歳)
現住所	電話番号					
申請の理由						
希望する居室の区分	小居室 ・ 大居室					
居室の利用者	単身・夫婦・同居 同居者(配偶者を含む。)の氏名( )					
入寮希望期間	年 月 日から * 年 月 日まで (*入寮期間が決まっている場合のみ記入してください。)					
居室に搬入する物品の種類及び大きさ等						
その他						

様式第2号 (第4条関係)

### 身 上 調 書

氏 名	①		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	明治・大正・昭和	年 月 日	生 ( 歳 )
現 住 所				
健康状態				
最終学歴				
職 歴				
趣 味				
其 他				
本人の状況	年金等の種類	年 金 等 の 種 類	年	額
	年金等の種類及び年額			円
	その他の収入	収 入 の 項 目	収 入	額
年金・保険等の状況	医療保険	保 険 の 種 類 名		
	氏 名	統 一 簿 籍 氏 名 (配偶者・子等の別)	年 齢	職 業
家族の状況	氏 名	統 一 簿 籍 氏 名 (配偶者・子等の別)	年 齢	職 業
	氏 名	統 一 簿 籍 氏 名 (配偶者・子等の別)	年 齢	職 業
緊急の場合の連絡先				
氏 名				
入寮者の関係				
職 業				
住 所				
連絡先電話番号				

様式第20号「(連絡方法)」  
 「連絡先電話番号」  
 「保証人」  
 との続柄」  
 申請者との関係」  
 様式第20号「(第18条関係)」  
 (写真はり付け)

### 入 寮 者 台 帳

氏 名	性 別	男 ・ 女	居室使用区分	大居室	・	小居室
			居室番号等	号 室		
同居者氏名						
入寮年月日	年 月 日	退寮年月日	年 月 日			
入寮前住所	本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県				
生 年 月 日	明治・大正・昭和	年 月 日	生 ( 歳 )			
入寮の理由						
	氏 名	統 一 簿 籍 氏 名 (配偶者・子等の別)	年 齢	職 業	住 所	連絡先電話番号
家族の状況						
氏 名						
統 一 簿 籍 氏 名 (配偶者・子等の別)						
年 齢						
職 業						
住 所						
連絡先電話番号						





状 況	氏名	入居者との関係	職 業	住 所	連絡先電話番号
	緊急の場合の 連絡先				

「連絡先電話番号  
」や「申請者との関係」  
局 )」や

「身元引受人との続柄」や種別。  
様式第二十号を次のように定める。

様式第二十号 (第16条関係)

(写真はり付け)

### 入 所 者 台 帳

ふりがな 氏 名	性 別	男 ・ 女	居室使用区分	大居室	・	小居室
			居室番号等 同居者氏名			号
入所年月日	年 月 日		退所年月日	年 月 日		
入所前住所			本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県		
生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	日 生 ( 歳 )			
入所の理由						
家 氏 名	続 柄 <small>(配偶者・子等の別)</small>	年 齢	職 業	住 所	連絡先電話番号	
族						

の 状 況	氏名	入所者との 関係	住 所	連絡先電話番号
	身元引受人			

年 金 類 別	保 險 種 類	被 保 險 者 名	
医 療 保 險			
健 康 状 態			
学 歴			
職 歴			
趣 味 等			
そ の 他			





(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)  
 第六条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「親」を「様」に

住所	住所
本籍	

を

住所
----

に改める。

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第七条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「健康診断書」の下に「新規高等学校卒業者を除く。」を加える。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二 住民票の写し

第十三条第二項中「県内に住所を有する」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「親」を「様」に改め、「親 兼」を削る。

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第八条 看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、県内に居住し」を削る。

第六条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第七条及び第九条第三項中「、連帯保証人」を削る。

第十四条第二項中「、連帯保証人及び看護職員養成施設の長」を削る。

様式第一号表面中「親」を「様」に改め、「表面」「本人本籍」「本籍」及

び「親 兼」を削り、同様式裏面を削る。

様式第二号中「鳥取県知事」を「鳥取県知事 様」に改め、「本籍地」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号 (第6条関係)

### 修 学 生 推 薦 調 書

*整理番号		推薦順位	人中	位	*決定番号	
ふりがな氏名						
住所						
養成施設名						
養成施設の所在地						
成績概評						
人物概評						
健康状態						
その他推薦の参考事項						

上記の者は貴県の修学生として適当な者と認め推薦します。

年 月 日

養成施設の長

鳥取県知事 様

①

\*印は記入しないこと。

様式第五号中「本籍」を削り、「股」を「様」に改める。

様式第六号中

本 籍 地	本 籍	生 年 月 日	職 業
	戸 籍 筆 頭 者		
卒業後の連絡先			
就職内定先又は進学先の名称及び所在地			

を

卒業後の連絡先	電 話 番 号
就職内定先又は進学先の名称及び所在地	

に改め

「職業」を削り、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「股」を「様」に改める。

様式第十九号中「股」を「様」に、「連帯保証人が」と「修学生が」と「戸籍抄本」を「死亡を証する書類」に改め、「6 死亡原因」を削る。

様式第二十号中「股」を「様」に改め、「本 籍」及び「職 業」を削る。  
(理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部改正)

第九条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六条中第二号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第

五号を第三号とする。

第七条及び第八条第三項中「及びその連帯保証人」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号(第6条関係)

### 修 学 生 推 薦 調 書

※整理番号	推薦順位	人 中	位	※決定番号
ふりがな	氏 名	住 所	養成施設所在地	
養成施設名				
成績概評				
人物概評				
その他推薦の参考事項				
職 氏 名 様				

上記の者は、貴県の修学生として適当な者と認め、推薦します。

年 月 日

養成施設の長

印

※印は、記入しないこと。

様式第十七号中「殿」を「様」に、「戸籍抄本」を「死亡を証する書類」に改め、

「死亡原因」を削る。

様式第十八号中「渡」を「様」に改め、「養」を削る。

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第十条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)及び

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第二号中「親」を「様」に改め、

家族の状況			
続柄	氏名	年齢	別居

住所を削る。

様式第三号及び様式第四号中「渡」を「様」に改め、「養」を削る。

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第十一条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第三号及び様式第四号中「渡」を「様」に改め、「養」を削る。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第十二条 栄養士法施行細則(昭和二十七年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「本籍、氏名及び住所」を「本籍地及び氏名」に改め、同条第一項中「本籍」を「本籍地」に改め、同条第二項を削る。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第二条関係)」に、「本籍」を「本籍地都道府県名」に、「殿」を「様」に改める。

別記第二号様式中「別記第二号様式」を「別記第二号様式(第三条関係)」に、「本籍、氏名」を「本籍地(氏名)」に、「新本籍」を「新本籍地 都道府県名(国籍)」に、「旧本籍」を「旧本籍地 都道府県名(国籍)」に、「本籍(又は氏名)」を「本籍地(氏名)」に、「戸籍謄本(又は戸籍抄本)」を「申請の原因である事実を証する書類」に、「殿」を「様」に改める。

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「別記第四号様式」を「別記第四号様式(第四条関係)」に、「本籍」を「本籍地 都道府県名(国籍)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

(調理師法施行細則の一部改正)

第十三条 調理師法施行細則(昭和三十四年六月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「渡」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「翻譯書」の次に「(氏名、生年月日、住所並びに学歴及び職歴のみを記載したもの)」を加える。

様式第四号中「簿」を「簿」に改め、同様式の添付書類の2を次のように改める。

2 申請の原因である事実を証する書類

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第十四条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年十月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(受験願書)」に改め、同条中「受験願書に、次の各号に掲げる書類を添えて」を「受験願書を」に改め、各号を削る。

様式第一号中「殿」を「様」に、「本 籍」を「本 籍 (都道府県名(国轄))」に改める。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「本籍」を削り、同様式の備考(1)中「履歴書」の次に「(氏名、生年月日、住所並びに学歴及び職歴のみを記載したものを)」を加える。

様式第三号及び様式第四号中「本籍」を削る。

様式第五号中「本 籍」を「本籍(都道府県名)」に改める。

様式第七号中「殿」を「様」に改め、「本籍」を削り、同様式の備考(1)中「戸籍の抄本」を「その事実を証する書類」に改める。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「本 籍」及び「(免許証を失った場合は、本籍)」を削る。  
(鳥取県行場法施行細則の一部改正)

第十五条 鳥取県行場法施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「簿」を「簿」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第一号の二中「簿」を「簿」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後の住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本」を「その事実を証する書類」に改める。  
(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第十六条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「簿」を「簿」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後の住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本」を「その事実を証する書類」に改める。  
(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第十七条 鳥取県公衆浴場法施行細則(昭和六十一年六月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1を次のように改める。

1 法人にあつては、定款又は章程行為の写し  
様式第二号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「及び届出者の住民票の写し又は外国人登録証明書」を削り、同様式の添付書類の2中「の法人登記簿謄本並びに届出者」を削る。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、同様式の添付書類の1中「変更後住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本」を「その事実を証する書類」に改める。  
(旅館業法施行細則の一部改正)

第十八条 旅館業法施行細則(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「本 籍」を「営業施設の名称」に、「旅館営業」を「旅館営業」に改める。

別記様式第三号中「旅館業変更届出書」を「旅館業営業変更届出書」に、「本籍」を「営業施設の名称」に、「殿」を「様」に改める。

別記様式第五号中「昭和」を削り、「本籍又は住所」を「住所」に、「備考」を「職業」に改める。

別記様式第六号中「三 本 籍」を削り、「四」

を「三」に、「五」を「四」に、「六」を「五」に改め、「七 通 称」

」を削る。

(鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第十九条 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号)及び鳥取県美容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「歿」を「葬」に改め、同様式の添付書類の1中「死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本」を「死亡の事実を証する書類」に改める。

様式第十一号中

本籍	を	現住所
現住所		

に改める。

(鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則の一部改正)

第二十条 鳥取県理容美容学校奨学資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

職業及び勤務先  
又は在学校校名

を

在学学校名

に改める。

様式第二号中

氏名	申請者の続柄	本人	職業

を

氏名	申請者の続柄	本人

に改める。

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第二十一条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「歿」を「葬」に改め、「本籍(都道府県名)」を削る。

様式第七号中「歿」を「葬」に、「死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本」を「死亡の事実を証する書類」に改める。

様式第八号中「滯」を「葬」に改め、同様式の添付書類の2を次のように改める。

2 滯油の抽出や貯りの時

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二十二條 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年九月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

(鳥取県農業大学校管理規則の一部改正)

第二十三條 鳥取県農業大学校管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成八年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の依頼)

第二条 鳥取県林業試験場(以下「試験場」という。)に試験を依頼しようとする者は、試験依頼書(様式第一号)に必要な供試物件を添えて知事に提出し、その承諾を受けなければならない。

(供試物件)

第三条 供試物件には、依頼者の住所及び氏名を明示しなければならない。

2 供試物件は、特別の場合のほかは、これを返還しない。

3 知事は、試験上必要があるときは、供試物件の追加を求めることができる。

(試験結果)

第四条 試験を終わったときは、試験成績書(様式第二号)を依頼者に交付する。

(機械器具の使用)

第五条 試験場の機械器具を使用しようとする者は、機械器具使用願(様式第三号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用者は、機械器具の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(試験の承諾等の取消し)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消すことができる。

(手数料等の減免)

第七条 条例第四条の規定による手数料等の減免は、次に掲げる場合に行う。

- 一 公益上の理由により、試験を依頼し、又は機械器具を使用するとき。
- 二 その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする者は、林業試験場手数料等減免申請書(様式第四号)を試験依頼書又は機械器具使用願に添えて知事に提出しなければならない。

(手数料等の還付)

第八条 条例第五条ただし書の規定による手数料等の還付は、次に掲げる場合に行う。

- 一 手数料又は使用料を納付した者が、その責めに帰することができない理由により試験の承諾又は機械器具の使用許可を取り消されたとき。
- 二 その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により手数料又は使用料の還付を受けようとする者は、林業試験場手数料等還付申請書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(62)を(63)とし、(42)から(61)までを一ずつ繰り下げ、(41)の次に次のように加える。

(42) 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成八年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定に基づく手数料

様式第 1 号 (第 2 条関係)

### 試 験 依 頼 書

供 試 品 名	
数 量	
産 地 又 は 製 造 地 及 び 製 造 業 者 名	
試 験 の 内 容	
使 用 の 目 的	
試 験 手 数 料	
そ の 他	

上記のとおり試験を依頼します。

年 月 日

郵便番号

依頼者 住 所

フリガナ  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県知事 様

様式第 2 号 (第 4 条関係)

鳥林試第 号

### 試 験 成 績 書

供 試 品 名	
数 量	

住 所  
依 頼 者 氏 名

年 月 日 日付けで依頼のあった試験の結果は下記のとおりです。

記

年 月 日

鳥取県知事

(試験担当者職氏名 )



様式第3号 (第5条関係)

### 機 械 器 具 使 用 願

使用したい 機械器具の名称		
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	延べ 時間
使用目的		

上記のとおり機械器具の使用をお願いします。

年 月 日

郵便番号    -

依頼者 住 所

フリガナ  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

鳥取県知事 様

様式第4号 (第7条関係)

### 林業試験場手数料等減免申請書

減額又は免除の別	減 額 ・ 免 除
依頼試験又は 使用機械器具名	
減額又は免除の理由	

上記のとおり減免を申請します。

年 月 日

郵便番号    -

申請者 住 所

フリガナ  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

鳥取県知事 様

様式第 5 号 (第 8 条関係)

### 林業試験場手数料等還付申請書

承諾又は許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
依頼試験又は使用機械器具名	
手数料又は使用料	年 月 日納付 納付額 円
還付請求金額	円
申請理由	

上記のとおり還付を申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

フリガナ 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

鳥取県知事 様

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第八号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式目次一の項中「督促状(自動車税(一般))」を「自動車税督促状」に改め、同様式目次三の項中「第五十一号様式」を「第五十一号様式その一及びその二」に改める。  
第一号様式の七中「殿」を「様」に

本 籍 地	
住 所	
事務所又は は事業所 所在地	
氏名又は 称	

住 所	
事務所又は は事業所 所在地	
氏名又は 称	

(表面)

(鳥取県)

自 動 車 税  
督 促 状

様

年 度	登 録 番 号	納 税 番 号
年 度		
税 額	円	
納 期 限	年 月 日	
延滞金が年14.6パーセントとなる日	年 月 日	

あなたの自動車税が上記のとおり未納となつていますので、直ちに納めてください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

この督促状を受け取られたときまでに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了承ください。

◎裏面をお読みください。

第一号様式の八その二の表面を次のように改める。

--	--	--

に改める。

第六号様式及び第六号様式の二中「滞」を「延」に、「滞」を「延滞」と、「滞」を「滞」に、「滞」を「滞」に改める。

第五十一号様式を次のように改める。



第五十一号様式その二 (第三十五条関係)

区 分	特定あん分率 又は 確定あん分率	収 入		納 入		損 額		払 込		額
		県民税と市町村民税の合計 の本月末累計	本 月 入 民 分 入	本 月 入 民 分 入	本 月 入 民 分 入	本 月 入 民 分 入	本 月 入 民 分 入	未 納 納 額 (県民税)	前 月 計 額	
本 税	現年度分 均等割及び所得割 分離課税に係る所得割 計	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
	現 年 納 税 額	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	
										滞 納 税 額
	本 年 納 税 額	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	
										滞 納 税 額
	現 年 納 税 額	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	
										滞 納 税 額
	延滞金	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	
										合計
外 税	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.		
									合計	0.

備考

- 1 「人員」欄には、課税人員を記載すること。
- 2 「測定額等」欄中「本月分」の人員は、実人員に異動を生じた場合にのみ計上すること。
- 3 確定あん分率については、払い込み金額が円単位まで算出できるまでの数値とし、特定あん分率は小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
- 4 延滞金は、本税の課税年度により区分して記載すること。
- 5 この報告書は、翌月10日までに提出すること。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。



様式第六号中

条例別表 第5号	国民健康保険被保険者	被保険者	又、組合員 被扶養者
	その他の 社会保険	被保険者	

を

条例別表 第5号	国民健康保険被保険者	被保険者	又、組合員 被扶養者
	その他の 社会保険	被保険者	
条例別表 第6号	国民健康保険被保険者	被保険者	又、組合員 被扶養者
	その他の 社会保険	被保険者	

に改め、同様式(注)2中

「及び条例別表第5号」を、「条例別表第5号及び条例別表第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱等に関する条例施行規則(昭和三十四年四月鳥取県規則第九号)の一部を

次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 戸籍抄本又は外国人登録済証明書

第四条第一項第三号中「旨の所轄保健所長の証明書(様式第二号)」を「ことを証する書類」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「(鳥取県調理師免許証を含む)」を削り、同項中同号を第二号とする。

第六条第二号中「ないことを証明する」を「あるかないかに関する」に改め、同条に次の一号を加える。

三 写真(六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、裏面に撮影日を記入したもの)

第六条の次に次の一条を加える。

(精神病者に係る意見を聴く者)

第六条の二 条例第五条の二第二項に規定する者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十八条に規定する精神保健指定医とする。

第七条第一号中「本籍」を「本籍地都道府県名」に改める。

第十条第二項中「営業者の氏名」の下に「(法人の場合には、名称及び代表者の氏名)」を加え、同条第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第十一条中「本籍又は氏名を変更した」を「免許証の記載事項に変更を生じた」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「申請の原因である事実を証する書類」に改める。

第十二条中「き損の場合は免許証を、亡失の場合は理由書」を「次の書類」に改め、同条の次に各号を加える。

- 一 写真(六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、裏面に撮影日を記入したもの)
  - 二 き損の場合は、免許証
  - 三 亡失の場合は、理由書
- 第十五条に次の一号を加える。

三 営業者の氏名(法人の場合は、名称又は代表者の氏名)  
様式第一号から様式第四号までを次のように改める。  
様式第一号(第4条関係)

収入証紙  
はり付け欄

ふぐ処理師(ふぐ調理師) 試験受験願

職 氏 名 様

ふぐの取扱等に関する条例第3条第1項(第2項)に規定するふぐ処理師(ふぐ調理師) 試験を受けたいたので関係書類を添えて出願  
します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名(国籍)

住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

様式第2号 副除  
様式第3号(第5条関係)

第 号

合 格 証 書

本籍地都道府県名(国籍)  
氏 名

年 月 日生

上記の者は 年 月 日実施したふぐ処理師(ふぐ調理師) 試験に合格したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印



様式第4号 (第6条関係)

ふぐ処理師 (ふぐ調理師) 免許申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

ふぐの取扱等に関する条例第3条第1項 (第2項) の規定により  
ふぐ処理師 (ふぐ調理師) の免許を受けたいので関係書類を添えて  
申請します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名 (国籍)

住 所

氏 名

⑩

年 月 日生

様式第五号中「様式第五号 (第八条関係)」を「様式第五号 (第8条関係)」に、「(調理師)」を「(ふぐ調理師)」に、「本籍又は氏名を変更したときは、三十日以内に」を「免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに」に、「書換」を「書換え」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「鳥取県知事」を「職氏名」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「本籍」を「本籍地都道府県名」に改める。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

認 証 申 請 書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

ふぐの取扱等に関する条例第 4 条第 1 項の規定による認証を受けるため下記のみぐ処理師 (ふぐ調理師) を専任者と定めましたので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所 (法人の場合は、所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び)  
(代表者の氏名) 印

年 月 日生

記

ふぐ処理師(ふぐ調理師)の氏名及び生年月日	年 月 日生
登録番号	
営業所所在地	
屋号	
営業の種類	

様式第 7 号 (第 9 条関係)

認 証 書

第 号

営業所所在地

屋 号

営業者氏名

当営業所で下記のみぐ処理師 (ふぐ調理師) が従事していることを認証する。

記

氏 名

登録番号

年 月 日

鳥 取 県 印

様式第八号中「様式第八号(第九条関係)」を「様式第八号(第九条関係)」に

「(調理)」を「(ふぐ調理)」に改める。

様式第九号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第九号(第十一条関係)

ふぐ処理師(ふぐ調理師)免許証書換申請書

収入証紙  
はより付け欄

職 氏 名 様

下記のとおり免許証の記載事項に変更を生じたので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第十一条の規定により免許証の書換えを受けるため関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 本籍地都道府県名(国籍)

住 所 氏 名

年 月 日 生

記

変更事項	
旧	
新	

様式第十号(第十二条関係)

収入証紙  
はより付け欄

ふぐ処理師(ふぐ調理師)免許証再交付申請書

職 氏 名 様

下記の免許証をき損(亡失)したのでふぐの取扱等に関する条例施行規則第十二条の規定により免許証の再交付を受けるため関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住 所 氏 名

年 月 日 生

記

登録番号	
登録年月日	

様式第11号 (第15条関係)

認 証 書 書 換 申 請 書

収 入 証 紙  
は り 付 け 欄

職 氏 名 様

下記のとおり認証事項に変更を生じたので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第15条の規定により認証書の書換えを受けるため関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住 所 (法人の場合は、所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊦

記

変更事項	
旧	
新	

備考  
ふぐ処理師 (ふぐ調理師) の変更の場合は、氏名及び登録番号を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前のふぐの取扱等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証、認証書及び標札は、それぞれこの規則による改正後のふぐの取扱等に関する条例施行規則の規定により交付された合格証書、免許証、認証書及び標札とみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則 (昭和四十九年七月鳥取県規則第五十二号) の一部を次のように改正する。

第八条中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改める。

別表第一の二中「(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)」を「(タール色素を除く。)」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

製 品 検 査 申 請 書  
職 氏 名 様

収 入 証 紙  
はり付け欄

食品衛生法第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所 (法人の場合は、所在地)  
郵便番号 □□□□-□□  
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

㊦

製 品 の 名 称	申 請 数 量		
製 造 所 の 名 称			
製 造 所 の 所 在 地			
食 品 衛 生 管 理 者 の 氏 名			
製 造 年 月 日	ロットを特定する番号		
	小分け容器の内容量別個数		
キログラム入	個	グラム入	個
キログラム入	個	グラム入	個
キログラム入	個	グラム入	個
キログラム入	個	グラム入	個
キログラム入	個	グラム入	個
キログラム入	個	グラム入	個
備 考			

添付書類  
製造者において検査を行った場合は、その成績  
注 備考欄には、担当者の氏名、電話番号等を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則第四条に規定する申請書については、平成九年三月三十一日までの間に限り、この規則による改正前の食品衛生法施行細則第四条に規定する申請書によることができる。

人 事 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥 取 県 人 事 委 員 会 規 則 第 一 号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 特殊危険物質処理作業 次に掲げる作業

(一) 特殊危険物質又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)が発散し、若しくは漏えいしている状況下で行う救助活動又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動のための作業

(二) 特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるもの

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特殊危険物質危険区域内作業 特殊危険物質(サリン)(メチルホスホノフルオリ

ド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)による被害の危険がある区域内において行う作業(第十号に掲げる作業を除く。)

第三条第一項第五号中「第三条第一項第六号」の下に「又は第十三号の二」を加え、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 条例第三条第一項第十六号の二に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 第二条第十号(一)に掲げる作業又は特殊危険物質等が発散し、若しくは漏えいしている状況下で同号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 勤務一回につき四千六百円

(二) 特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況下で第二条第十号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 勤務一回につき二千六百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。